国不建技第 290 号 令和 6 年 3 月 26 日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省不動産·建設経済局建設業課長 (公 印 省 略)

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日付け国総建第315号)等をもって従来から運用してきたところです。

監理技術者等の働き方改革の推進に資することを目的に「監理技術者制度運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとし、各地方整備局建政部長等に通知したので、参考まで送付します。

なお、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)」(国土建 第 309号平成30年12月3日) は廃止します。

